

①介護予防訪問介護相当サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	1,176 単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	2,349 単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 要支援 2 (週2回を超える程度)	3,727 単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 事業対象者・要支援 1・2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 事業対象者・要支援 1・2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 要支援 2 (週2回を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事務所と同一建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	□ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		

②生活援助型訪問サービス

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 生活援助型訪問サービス費(週1回程度)事業対象者・要支援1・2	1,000 単位	1,000	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日 33 単位	33	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212	ロ 生活援助型訪問サービス費(週2回程度)事業対象者・要支援1・2	1,998 単位	1,998	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合 ÷ 30.4日 66 単位	66	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213	ハ 生活援助型訪問サービス費(週2回を超える程度)要支援2	3,169 単位	3,169	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		日割の場合 ÷ 30.4日 104 単位	104	1日につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	10単位減算	-10	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	20単位減算	-20	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)要支援2(週2回を超える程度)	32単位減算	-32	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ニ 初回加算	170 単位 加算	170	1月につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算			